

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	近隣商業地区（高野台4丁目（1））
		地区の面積	約0.5ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)住宅、共同住宅（1階に限る。ただし共有部分を除く。）</p> <p>(2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの (宝くじ売場その他これに類するものは除く。)</p> <p>(3)カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4)工場（令第130条の6で定めるものを除く。）</p> <p>(5)ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵又は処理施設 (敷地内建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵庫は除く。)</p> <p>(6)倉庫（建築物に付属するものを除く。）</p> <p>(7)畜舎（当該用途に供する部分の床面積が15㎡以下のものを除く。）</p> <p>(8)劇場、映画館、演芸場又は観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定めるもの</p>	
	建築物の建ぺい率の最高限度	<p>6.5/10</p> <p>（公益上必要な付属建築物（駐車場、自転車駐車場、アーケード、バス停留所の上屋及び施設利用者用便所の用に供する部分をいう。）は、0.5/10を限度に建ぺい率に算入しない。）</p>	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の壁又はこれにかわる柱は、計画図に示す位置の制限を超えてはならない。</p> <p>ただし、バス停留所の上屋は除く。</p>	
	建築物等の高さの最高限度	<p>建築物の高さの最高限度は、計画図に示す制限を超えてはならない。</p>	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>屋根及び外壁等の色彩は良好な周辺環境にふさわしいものとする。</p>	
かき又はさくの構造の制限	<p>(1)道路に面してかき又はさくを設置する場合は、生垣又はネットフェンス・鉄柵等の透視可能な構造とする。</p> <p>(2)敷地内においては周辺街並み環境に配慮した緑化を行う。</p>		

「区域、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度は計画図表示のとおり」